

資 料

～平成23年度「中1ギャップ」問題未然防止事業実施要項～

平成23年度「中1ギャップ」問題未然防止事業実施要項

平成23年4月28日付け学校教育局長決定

1 趣旨

本道においては、小学校6年生が中学校1年生に進学した際、不登校の子どもが約3倍に増加するとともに、いじめの認知件数についても約2倍に増加している。

こうした現象の要因として、社会的スキルの定着が不十分等の個人的な要因、あるいは、家庭的な要因を抱えた子どもが、小学校から中学校への大きな環境の変化に適應できないといった小・中学校間の接続の問題（いわゆる「中1ギャップ」の問題）が指摘されている。

そこで、北海道教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、子どもの人間関係づくりの能力の育成や小・中学校間の連携等を促進し、本事業における各地域の優れた取組を広く全道の学校や教育委員会等に周知する。

なお、本事業は、国が実施する「生徒指導・進路指導総合推進事業（問題を抱える子ども等の自立支援に関する調査研究：国の委託事業10/10）」を活用し、本年度北海道教育委員会が実施する「子どもの人間関係づくり推進事業」に位置付けて実施するものである。

2 調査研究事業の実施手続

- (1) 調査研究の実施を希望する市町村教育委員会は、別紙様式による「平成23年度『中1ギャップ』問題未然防止事業実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を添付し、教育局長を経由して学校教育局参事（生徒指導・学校安全）に申請するものとする。
- (2) 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）は、上記（1）により提出された実施計画書の内容を審査し、実施市町村教育委員会を決定し、教育局長経由で実施市町村教育委員会に通知する。
- (3) 実施市町村教育委員会は、実施計画書等の内容を変更する場合は、事前に教育局長経由で、学校教育局参事（生徒指導・学校安全）に変更した実施計画書を提出すること。

3 実施市町村数

6市町村程度を予定する。

4 委託期間

委託決定から平成24年3月31日まで。

5 事業の内容

事業の委託を受けた市町村教育委員会は、「中1ギャップ」問題の未然防止につながる事業を実施するため、域内の公立中学校1校（以下「拠点校」という。）を指定するとともに、拠点校及び拠点校と連携する校区内の各小学校（以下「連携校」という。）とともに、学校や地域の実情に応じながら次のアの（1）からイの（3）までのすべての内容を実施する。

イの（4）については、2年目に継続して実施している場合に必須とする。

ア 教育委員会を中心にした取組

- (1) 指定中学校区を単位とした「中1ギャップ検討委員会」の設置

拠点校及び連携校が連携した、校区の中1ギャップ解消プランの作成

児童生徒の交流活動、合同活動、教職員の出前授業等、小・中連携の取組の企画・立案

小・中学校の引き継ぎの充実

P T A や地域人材等との意見交換や研修会の実施

「中1ギャップ検討委員会」は中学校区に既存の組織が設けられている場合は、代替することを可能とする。

イ 拠点校及び連携校を中心とした取組

(1) 事業推進体制の整備

各学校3名程度の事業推進のための中心スタッフの任命
中心スタッフや有識者、指導主事等を講師とした校内研修の実施
学校評価等を通じた取組の検証、改善

(2) 児童生徒の内面へのきめ細かな対応

生活アンケートの年3回の実施(児童生徒のための学級環境適応調査ガイドブックを活用)
中心スタッフ等によるアンケートの分析、校内研修、学年部会等での活用

(3) 人間関係づくりの能力(社会的スキル)の育成を図る教育課程の工夫改善

拠点校と連携校、連携校同士の児童生徒の交流活動の実施
よりよい人間関係を築くために必要なスキルを育成する活動の教育課程への適切な位置付け
生徒指導の機能を生かした教科指導の工夫

(4) 事業成果の啓発の取組

研究紀要の作成、インターネットへの掲載、公開研究会の実施など、成果を普及するための創意ある取組

(5) その他学校や地域の実情に応じた取組

6 事業の実施方法等

(1) 北海道教育委員会は、本調査研究事業を実施する市町村教育委員会に事業の委託を行う。

(2) 市町村教育委員会は、学校教育局参事(生徒指導・学校安全)及び教育局の助言を受けて事業を実施する。

(3) 市町村教育委員会は、事業を実施するため、域内の公立中学校1校を拠点校として、拠点校の校区内の公立小学校を連携校として指定する。

(4) 拠点校及び連携校の校長は、校長の監督を受け、事業の実施に関する各種調整等を司る教諭3名程度を中心スタッフとして任命する。

(5) 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)は、事業の円滑な実施に資するため、年2回の運営協議会を開催する。

(6) 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)は、拠点校及び連携校における取組の充実を図るため、拠点校の中心スタッフ等を対象に、年2回の集団カウンセリング研修会を開催する。

(7) 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)及び教育局は、拠点校及び連携校における校内研修等の充実に資するため、要請に応じて、大学教員等の有識者や指導主事等を研修講師として派遣する。

(8) 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)は、全道の学校や教育委員会における中1ギャップ問題への対応の充実に役立てるため、調査研究の取組状況の広報に努める。

7 予算配分額

(1) 市町村への委託料

1市町村委託料200,000円

委託料の額は、実施市町村数が6市町村の場合の最大の額

積算根拠は別紙のとおり

(2) 6(5)の運営協議会、6(6)の集団カウンセリング研修会の参加旅費(調査研究指定校)については、学校教育局参事(生徒指導・学校安全)が予算の範囲内で措置する。

8 調査研究の報告

- (1) 実施市町村教育委員会は、別途定める実績報告書及び収支決算書を作成し、平成24年3月25日までに、教育局長を經由して学校教育局参事(生徒指導・学校安全)に提出するものとする。
- (2) 支出関係書類については、他の経費と区分して適切な帳簿を用いて整理し、用途を明らかにするものとし、調査研究を実施した翌年度から5年間保存すること。

9 その他

- (1) 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)は、必要に応じ、事業の実施状況及び経理状況等について、実態調査を行う。
- (2) この要項に定めのないものは、実施市町村教育委員会、教育局及び学校教育局参事(生徒指導・学校安全)が協議の上、決定する。

附 則

この要項は、平成23年4月28日から施行する。